平成２５年（フ）第２７号
埼玉県児玉郡神川町大字植竹364番地２
破産者　田中　　明
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所熊谷支部
平成２３年（フ）第２３８８号
愛知県稲沢市島町北浦45番地１
破産者　小池　信篤
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第１０１５号
名古屋市中川区愛知町20番15号　エーデルハイムあいち205号
破産者　飯田　易子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第１１６３号
愛知県尾張旭市狩宿新町２丁目100番地
ラ・ポール新町201号
破産者　岩本　武志
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部
平成２５年（フ）第３２０号
京都府宇治市伊勢田町新中ノ荒35番地の２
クラール・ＴＹ302号
破産者　檀上　恭子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第３３２号
京都府亀岡市千歳町千歳堂ノ下24番地
破産者　野々村道信
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第３３３号
京都府亀岡市千歳町千歳堂ノ下24番地
破産者　野々村幸子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係
平成２５年（フ）第９９３号
大阪府枚方市長尾荒阪２丁目3208番地の14、開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目155番地
破産者　大桑　啓文
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第９９４号
大阪府枚方市長尾荒阪２丁目3208番地の14、開始決定時の住所和歌山県東牟婁郡那智勝浦町大字朝日２丁目155番地
破産者　大桑　年子
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部
平成２５年（フ）第１２０号
広島市西区井口台３丁目19番１号
破産者　荒巻　次郎
１　決定年月日　平成26年１月22日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部
平成２５年（フ）第２８号
北海道歌志内市字本町265番地２
破産者　阿部　鯛一
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所滝川支部破産係
平成２５年（フ）第５１号
北海道帯広市西７条南16丁目14番地
破産者　山田　英和
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２５年（フ）第８１号
北海道帯広市東７条南21丁目１番地19　Ｙハイツ102号、破産手続開始決定時の住所北海道帯広市東13条南４丁目１番地48
破産者　伊賀真一朗
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
釧路地方裁判所帯広支部破産係
平成２５年（フ）第１６９７号
神奈川県綾瀬市寺尾北３丁目19番42号
破産者　原田　実佐
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所第３民事部
平成２５年（フ）第１７６号
石川県白山市湊町カ88番地
破産者　今井　輝家
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所
平成２５年（フ）第２４３号
金沢市堅田町乙130番地１
破産者　下坂畳店こと　下坂　　宏
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
金沢地方裁判所
平成２５年（フ）第３９２号
静岡県浜松市中区早出町1229番地の４、前住所静岡県浜松市南区飯田町583番地の２
破産者　加藤　栄治
１　決定年月日　平成26年１月23日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
静岡地方裁判所浜松支部破産係